

令和 7 年度

旧市営城山住宅跡地の売却に係る
一般競争入札案内書



津 島 市

【お問い合わせ先】

津島市役所

総務部財政課管財・営繕グループ

電話 0567-55-9989（ダイヤルイン）

旧市営城山住宅跡地の売却に係る一般競争入札案内書

目 次

市有財産一般競争入札参加要領	1
仕様書	6
市有財産一般競争入札の流れ	8
土地売買契約書（案）	10
物件調書等	14
様式	18
記入例	24

市有財産一般競争入札参加要領

令和7年12月8日（月）に津島市が行う旧市宮城山住宅跡地の売却に係る一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ、入札に参加してください。

（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件は、次のとおりです。

- (1) 所在地 A 津島市城山町2丁目93番1、3丁目85番1 (2,162.62㎡)
B 津島市城山町2丁目115番1、3丁目94番1 (1,217.77㎡)
(詳細については別紙物件調書のとおり)

(2) 最低売払価格

99,613,900円

（入札参加資格）

第2 入札参加資格の要件については、次の要件を全て満たしている国内に本店を有する法人または国内に住所を有する個人とします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められないこと。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等したと認められないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められないこと。
- (7) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。
- (8) 次の用途に供しようとししないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するものの用

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若

しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用

(9) 法人の場合は、次のいずれの項目にも該当すること。

ア 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

ウ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められないこと。

エ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が（4）から（7）までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められないこと。

（契約の条件）

第3 契約の条件については、本要領及びその他市が提示する書類等をよく確認のうえ、入札に参加してください。

（質問等）

第4 一般競争入札に関する質問は次のとおり受付けます。

なお、現地説明会は開催しません。

(1) 質問受付期間

質問は、令和7年11月26日（水）までの間、随時受付けます。

(2) 質問方法

電子メールの件名を「【旧市宮城山住宅跡地】〇〇に係る質問」とし、下記電子メールアドレスまで送信してください。なお、電話及び口頭での質問、FAX、郵送並びに直接持参等は不可とします。

(3) 送信先

津島市総務部財政課

電子メールアドレス chosha_kanrisha@city.tsushima.lg.jp

（メールの送信後に必ず電話により着信確認をしてください。）

(4) 回答方法

令和7年12月2日（木）までに市ホームページ上において、質問内容と回答を公表します。

（入札参加申込み）

第5 入札参加者は、事前に一般競争入札参加申込書と必要な書類を添えて提出しなければ、入札に参加することはできません。なお、原則郵送による申込みは受付けません。

入札参加申込みの受付期間は、次のとおりです。

(1) 受付期間

令和7年11月12日（水）から令和7年12月4日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 受付場所

津島市役所総務部財政課（本庁舎3階）

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

（入札及び開札日時・場所）

第6 入札及び開札日時・場所は、次のとおりです。

(1) 入札日時

令和7年12月8日（月）午後2時

(2) 入札・開札場所

津島市役所入札室（本庁舎南別棟2階）

(3) 開札時間

入札終了後即時

（入札保証金）

第7 入札参加者は、入札書に記載する見積金額の100分の5以上の入札保証金を、申込受付時に市が発行する「納入通知書兼領収書」により、入札前日までに市指定金融機関に納付してください。

なお、「納入通知書兼領収書」は、「入札保証金振込証明書」に貼付し、「入札保証金提出書」と一緒に入札日に提出してください。

（入札）

第8 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ「入札保証金提出書」と「入札保証金振込証明書」を一緒に封筒に入れ、提出してください。

入札は、代理人に行わせることができます。この場合、当該代理人が「委任状」を添えて入札書等を入れた封筒と一緒に提出してください。

ただし、入札開始時刻までに入札場所に到達しなかった場合、入札に参加することができません。

（入札金額の表示）

第9 入札金額は、物件の価格の総額を表示してください。

（入札書の書き換え等の禁止）

第10 入札者は、一度提出した入札書の書換え又は撤回することはできません。

（開札）

第11 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

（入札の無効）

第12 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 入札に参加する資格が無い者がした入札
- 2 入札書に「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書」を添付しないで入札した者の入札
- 3 納付された入札保証金が入札書に記載する見積金額の100分の5に満たない者の入札
- 4 同じ物件に2以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの
- 5 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- 6 入札書の金額を修正した入札
- 7 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名・押印の無い入札
- 8 公序良俗に反する行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札
- 9 前各号に定めるもののほか、不正・妨害等を行った者の入札

(落札者決定)

第13 落札者は、市が定めた最低売払価格以上の価格で入札し、かつ、最高の価格をもって入札した者としてします。

(くじによる落札者決定)

第14 第13による落札者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(入札結果の通知)

第15 入札の結果は、落札金額及び落札者氏名をその場で公表します。

(契約の締結等)

第16 落札者は、令和7年12月12日（金）までに別添様式の契約書により契約を締結しなければなりません。ただし、事前に契約日延期を申し出た場合で市が正当な理由と認めた場合は、令和7年12月19日（金）を限度として、契約締結日を延期できます。なお、契約は、市が落札者とともに契約書に記名押印した時に確定します。

契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(契約保証金)

第17 落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を市の発行する「納入通知書兼領収書」により納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

(入札保証金の返還等)

第18 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札保証金の返還手続を行いますので、「入札保証金提出書」の振込指定口座欄に金融機関名、預金の種類、

口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。なお、入札保証金の返還は入札日から1か月程度かかります。

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、売買代金の一部に充当します。

入札保証金は、その受入期間についての利子の加算は行いません。

落札者が契約の締結に応じない場合は、落札は効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属します。

(売買代金の支払期間等)

第19 売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。市が発行する「納入通知書兼領収書」により、市の指定する期日(令和8年1月16日(金))までに納付してください。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は津島市に帰属します。

(所有権の移転等)

第20 売買代金が完納された場合は所有権を移転し、物件を引き渡します。所有権の移転登記は、売買代金完納日より1週間以内に、落札者が管轄法務局に対して行って下さい。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(その他)

第21 この要領に定めのない事項については、津島市財務規則及びその他の関係法令の定めるところによります。

仕 様 書

1 一般事項

(1) 跡地の利用形態の制限

売却予定地は、都市計画法上の市街化調整区域で、用途地域は市街化調整区域です。施設や戸建住宅又は共同住宅等の建築及び開発事業等による宅地造成等は用途地域や開発基準に従うものとします。

(2) 法的手続きの遵守

宅地造成にあたっては、市から示された条件及びその他各種法令を遵守するとともに、都市計画法に基づく開発許可のほか、その他法的手続きが必要な場合は、契約事業者の責任において各手続きを行ってください。

(3) 関係部署等との調整

事業実施にあたっては、道路側溝布設、上水道接続、ごみ集積所、通学路の確保などについて、契約事業者の責任において市役所各課（都市整備課、上下水道部工務課、生活環境課環境整備グループ（清掃事務所）、学校教育課等）及び地元町内会ともよく調整し、造成時、事業実施後も現在の機能とその水準を維持してください。

2 開発に係る制限

(1) 開発行為における法令の遵守

開発にあたっては、分譲住宅の場合、1画地の最低面積や道路幅員などに基準があります。開発にあたっては関係機関と調整のうえ、関係法令を遵守してください。

3 土地の管理に関する条件

(1) 不動産の適正管理

本契約締結後の土地は、必要に応じ立ち入り制限を行うなど事故等がないよう管理に努めてください。本契約締結後の土地で生じる事件、事故、災害等への対応は契約事業者の負担で解決してください。

(2) 境界杭等の再設置

売却地は確定測量済みですが、土地利用上、承認工事等により境界杭などを撤去する場合は、市有地との境界を明確にするため、確定測量図どおり、契約事業者の負担により必要な境界杭等を再設置してください。

3 道路・排水に関する条件

対象敷地に存する道路については、次の条件に従い、契約事業者において負担、整備してください。

(1) 対象敷地Aの西側に接する市の認定道路を4 m以上確保するため、既存の側溝・集水桝

の付け替え工事が必要となります。なお、側溝・集水桝の付け替えに伴う、影響範囲の舗装復旧も含みます。

- (2) 対象敷地A及びBの敷地内には、舗装された既存の通路があります。市の認定道路ではありませんので、道路として利用する場合は、開発許可申請が必要となります。

なお、既存の通路の状態では開発許可はできません。通路の利活用や舗装等の新設・撤去については契約事業者の責任において、判断してください。

- (3) 敷地内からの排水については、側溝及び流末までの排水を確保してください。

4 上下水道及び井戸に関する条件

- (1) 上水道への対応

水道管整備に関しては、次の事項に留意のうえ、適宜、津島市上下水道部と協議してください。

敷地内の舗装された通路下には、現在使用されていない水道の硬質塩化ビニル管等の埋設管が残置されています。必要に応じて、契約事業者の負担により撤去・処分してください。

- (2) 下水道への対応

当地域は、下水道の未整備区域のため、建築規模に応じた合併浄化槽の設置が必要となります。

- (3) 井戸の残置物への対応

敷地内には、過去に使用されていた井戸が6箇所あり、住宅解体時に、お祓いの上、井戸の上部構造物は撤去し、それぞれ埋め戻しをしてありますが、地下の井戸の構造物は地下埋設物として残置されています。地下埋設物の撤去等については、契約事業者の責任において、判断してください。

5 ごみ集積場に関する件

- (1) ごみ集積場

ごみ集積場は、現在地元町内会により設置管理されております。集積場所を現地確認し、変更する場合など、利用形態によっては生活環境課環境整備グループや市の関係各課及び地元町内会と必ず入念に協議してください。

6 その他

- (1) 越境物件について

対象敷地Aの南側に、隣接する住宅の建物の一部及びブロック塀の一部が越境しています。越境物件については、隣地の所有者と契約事業者で協議してください。

市有財産一般競争入札の流れ

1 入札参加申込み

(1) 受付期間

令和7年11月12日（水）から令和7年12月4日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く）

(2) 受付場所

津島市役所総務部財政課（津島市役所3階）

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

〔法人が申し込む場合〕

- ・一般競争入札参加申込書
- ・誓約書
- ・法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ・国税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
- ・都道府県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
- ・市町村税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

〔個人が申し込む場合〕

- ・一般競争入札参加申込書
- ・誓約書
- ・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載の無いもの）
- ・国税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
- ・都道府県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
- ・市町村税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
- ・身分証明書の写し（公的機関が発行し、顔写真が入ったもの）

(5) 質問等

- ・質問は令和7年11月26日（水）までの間、随時受け付けます。
- ・質問方法は、電子メールのみの受付とします。電話及び口頭での質問、FAX、郵送並びに直接持参等は不可とします。
- ・電子メールの件名は「【旧市宮城山住宅跡地】〇〇に係る質問」とし、下記電子メールアドレスまで送信してください。

送信先

津島市総務部財政課

電子メールアドレス chosha_kanrisha@city.tsushima.lg.jp

（※電子メール送信後、必ず電話により着信確認をしてください。）

- ・回答方法は、令和7年12月2日（火）までに市ホームページ上において、質問内容と回答を公表します。

※なお、現地説明会は開催しません。

2 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加しようとする方は、申込受付時に市が発行する「納入通知書兼領収書」により、入札書記載金額の100分の5以上の金額の入札保証金を入札前日（令和7年12月5日（金））までに納付してください。

(2) 納付した金融機関の領収印が押された「納付通知書兼領収書」は「入札保証金振込証明書」にのり付けしてください。

(3) 落札者の入札保証金については、契約保証金及び売買代金へ充当します。

落札者以外の方は、入札終了後、「入札保証金提出書」に指定された口座へ返還します。
(返還は入札日から1か月程度かかります)

3 入札

(1) 日時

令和7年12月8日(月) 午後2時

(2) 場所

津島市役所入札室(本庁舎南別棟2階)

(3) 提出書類

入札書、入札保証金振込証明書、入札保証金提出書、委任状(代理人による入札を希望する場合。)

4 落札

入札締切り後、入札者の面前で開札し、有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が市の定める最低売払価格以上かつ、最も高い金額をもって入札した方を落札者に決定します。

5 契約

落札された方は、令和7年12月12日(金)までに契約を締結していただきます。契約締結時に契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額※を市が発行する納付書により納付してください。

この期限までに契約されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は津島市に帰属することになりますのでご注意ください。

ただし、事前に契約日延期を申し出た場合で市が正当な理由と認めた場合は、令和7年12月19日(金)を限度として、契約締結日を延期できます。

※ 先に納入した入札保証金は契約保証金に全額充当しますので、落札金額の100分の10以上の金額から納入済みの入札保証金の額を差し引いた金額を契約保証金として納付してください。

6 売買代金の納付

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額となります。市が発行する「納入通知書兼領収書」により、市の指定する期日(令和8年1月16日(金))までに納付してください。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は津島市に帰属することになりますので注意してください。

7 所有権移転等

売買代金が完納された場合は所有権を移転し、物件を引き渡します。所有権の移転登記は、売買代金完納日より1週間以内に、落札者が管轄法務局に対して行って下さい。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税などその他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

土地売買契約書（案）

売渡人 津島市と買受人 ○○○○とは、土地の売買について、次のとおり土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売渡人、買受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売渡人は、買受人に対し、売渡人の所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を売り渡し、買受人は、これを買受ける。

所在地	地目	地積（㎡）
津島市城山町2丁目93番1	宅地	841.33㎡
津島市城山町2丁目115番1	宅地	159.23㎡
津島市城山町3丁目85番1	宅地	1,321.29㎡
津島市城山町3丁目94番1	宅地	1,058.54㎡

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 ○○, ○○○, ○○○円とする。

（契約保証金）

第4条 買受人は、この契約に関し、契約保証金として金 （売買代金の1割以上） 円を、この契約の締結と同時に、売渡人の発行する納入通知書兼領収書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

3 売渡人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当する。

4 この契約の締結後、売買代金の納入期限までに買受人がこの契約の解除を申し出たとき又は買受人がこの契約に定める義務を履行しないことを理由として、この契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は売渡人に帰属し、売渡人は、その返還義務を負わないものとする。

（売買代金の納入方法等）

第5条 売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。市が発行する「納入通知書兼領収書」により、市の指定する期日（令和7年11月28日）までに納付するものとする。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は津島市に帰属するものとする。

(所有権の移転等)

第6条 売渡人は、前条により売買代金が完納された場合は所有権を移転し、物件を引き渡すものとする。買受人は、売買代金完納日より1週間以内に、管轄法務局に対し所有権の移転登記を行うものとする。なお、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記手続に要する登録免許税等、その他契約に必要な一切の費用は、買受人の負担とする。

2 売渡人は、前項の規定によりその所有権を買受人に移転するときは、買受人に対し現況のまま引き渡すものとする。

(危険負担)

第7条 買受人は、この契約締結の時から前条の規定により売買物件を売渡人が買受人に引き渡すまでの間において、当該物件が売渡人の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売渡人に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合)

第8条 買受人は、この契約締結後、1年以内に売買物件に直ちに発見することができない本契約に適合しないもの（以下「契約不適合」という）を発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に該当する場合は、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引き渡しの日から1年以内に売渡人に対して協議を申し出ることができるものとし、売渡人は協議に応じるものとする。

(使用等の禁止)

第9条 買受人は、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに

類するもの

(実地調査等)

第10条 売渡人は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、買受人に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買受人は、売渡人から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに売渡人に報告しなければならない。

3 買受人は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 売渡人は、買受人が第9条に定める義務に違反した場合は、買受人に売買代金の3割に相当する違約金を請求することができる。

2 売渡人は、前条に定める義務に違反した場合は、買受人に売買代金の1割に相当する違約金を請求することができる。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 売渡人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第13条 買受人は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、買受人の費用をもって売買物件を原状に回復し、売渡人の指定する期日までに売渡人に返還しなければならない。

2 前項の規定により売買物件を売渡人に返還するときは、売渡人の指定期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売渡人に提出するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 買受人は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合には、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを売渡人に請求しないものとする。

(損害賠償)

第15条 売渡人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金等)

第16条 売渡人は、第12条の規定により解除権を行使したときは、納入済みの売買代金から契約保証金相当額を控除した額を買受人に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。

2 売渡人は、第12条の規定により解除権を行使したときは、買受人が支出した一切の費用を補償しない。

(返還金の相殺)

第17条 売渡人は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合においては、買受人が第15条に定める損害賠償を支払う義務があるときは、買受人に返還する売買代金の全部又は一部と当該損害賠償金とを相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、売渡人買受人協議の上定めるものとする。

売渡人と買受人とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和 年 月 日

売渡人 住 所 津島市立込町2丁目21番地

氏 名 津島市

津島市長 日 比 一 昭

買受人 住 所

氏 名

物 件 調 書

所 在 地		A：津島市城山町2丁目93番1、3丁目85番1（2,162.62㎡） B：津島市城山町2丁目115番1、3丁目94番1（1,217.77㎡）				
地 積		3,380.39㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形
最低売却価格		金99,613,900円（29,400円/㎡、約97,000円/坪）				
道路幅員及び 接面状況等		A：北側道路で幅員約4.0～5.0mの市道、西側道路で幅員約4.5～5.0mの市道、 東側道路で幅員約4.4～5.0mの市道に接面しています。 B：北側道路で幅員約5.0mの市道、西側道路で幅員約4.9～5.0mの市道に接 面しています。				
法令等に基づく制限	都市計画区域		市街化調整区域			
	用途地域		無	特別用途地区	無	
	建蔽率		60%	容積率	200%	
	高度利用地区		無	防火地域	無（22条区域内）	
	日影規制		有	その他	居住誘導区域外 都市機能誘導区域外	
私道の負担等		なし				
供給施設等状況	供給施設		引込状況	事業所名		電話番号
	上水道		可	津島市上下水道部		0567-55-9748
	公共下水道		不可	－（浄化槽施設での排水）		
	電気		可	中部電力パワーグリッド㈱ 津島営業所		0567-28-8529
	都市ガス		不可	－		
	排水関係		－	津島市建設産業部都市計画課 領内川悪水土地改良区		0567-55-9627 0587-97-2897
交通機関		名鉄津島駅	南東 1.4 k m	名鉄町方駅 （尾西線）	北東 0.77km	
公共機関等 （直線距離）	津島市役所		南東 2.4 k m	天王川公園	南 1.0 k m	
	市立北小学校		南東 0.3 k m	ヨシヅヤ北テラス	南東 0.8 k m	
	市立藤浪中学校		東 1.2 k m	市立図書館	南 1.75 k m	
	県立津島北翔高校		北東 0.4 k m			
近隣の状況	・旧市営城山住宅跡地です。 ・幹線道路は、南側80mに県道（主要地方道津島南濃線）、西側350mに国道155号線が通っています。上記南側県道沿いに ふれあいバス停（津島郵便局）【Aコース月～土曜日運行、1日5本】があります。 ・近隣地域には、大型の複合商業施設は0.8 k m、学校施設（小中学校及び高等学校）は0.3～1.2 k mの範囲内にあります。 ・上水道については、対象敷地Aの北側道路及び東側道路に硬質塩化ビニル管φ100mm、西側道路は硬質塩化ビニル管φ50mmが配管されています。また、対象地Bの北側道路は硬質塩化ビニル管φ50mmが配管されています。 敷地内の水道管はすべて廃止し残置してあります。 新たに給水装置を設置する場合、分担金手数料等を収めていただく必要があります。 ・敷地内には、一部アスファルト舗装があります。 ・埋設物について、敷地内15箇所において、1m四方深さ1.5mの試掘調査を実施し、埋設物が無いことを確認済みです。 ・市街化調整区域のため、住宅の建築には都市計画法に基づく許可を得る必要があります。					
	【特記事項】 敷地内には、過去に住宅で使用されていた井戸が6箇所あり、住宅解体時にお祓いの上、井戸の地上構造物は撤去し、それぞれ埋め戻ししてありますが、井戸の地下にある構造物は地下埋設物として残置されています。 <u>所在地Aの南側に民地の越境物件（住宅の一部・ブロック塀の一部）があります。</u>					

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

別紙誓約事項を誓約し、一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札物件

所在地 津島市城山町2丁目93番1 外3筆

地 積 3,380.39m²

2 入札実施日時

令和7年12月8日(月) 午後2時

3 入札場所

津島市役所 入札室

4 申込人

住所

氏名又は名称
及び代表者名

⑨

電話番号

(注) 下記の書類を添付してください。

- ・誓約書
- ・国税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)
- ・都道府県税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)
- ・市町村税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)

【法人の場合】

- ・法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)

【個人の場合】

- ・住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの)
- ・身分証明書の写し(公的機関が発行し、顔写真が入ったもの)

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

氏名又は名称
及び代表者名

⑩

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当していません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 3 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 4 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等したことはありません。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していません。
- 6 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 7 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していません。
- 8 次の用途に供しようとしません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するものの用
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
 - (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
- 9 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていません。
- 10 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていません。また、更生手続開始の決定を受けていません。
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていません。また、再生手続開始の決定を受けていません。
- 12 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が第3号から第7号及び第8号(2)から(4)のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したことはありません。
- 13 参加要領等に記載されている条件等について厳守します。

入札保証金振込証明書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

入札者

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

⑩

下記の金額を、令和7年12月8日(月)開札の入札保証金(津島市城山町2丁目93番1 外3筆)として納付しました。

記

納付金額 円

金融機関の証明書(納入通知書兼領収書)の貼付箇所

納入通知書兼領収書		年度	通知書番号	
款	項	目	節	細節
主管課				
納入期限				
納入金額		円		
納付目的				
様				
右記の金額を納入してください。				
津島市長		印		
上記の金額を領収しました。				
領収日付印				
納付場所 裏面掲載のとおり(津島市23-208) (納入者保管)				

※入札保証金を津島市の預金口座に納付した証明として、「納入通知書兼領収書」(原本)を、貼り付けてください。貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

入札保証金提出書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

入札者

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

⑨

下記の金額を、令和7年12月8日(月)開札の入札保証金(津島市城山町2丁目93番1 外3筆)として提出します。

なお、落札とならなかった場合又はその他返還事由が生じた場合は、納付した入札保証金を下記指定口座に返還して下さい。

記

1 入札保証金額 _____ 円

2 指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫・その他									
	本店・支店・営業部									
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他									
口座番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									
口座名義人 氏 名	(フリガナ)									

- (注) 1 「氏名又は名称及び代表者名」欄には、必ず押印してください。
2 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
3 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

	住 所
入 札 者	氏名又は名称 及び代表者名 ⑩
	住 所
上記代理人	氏名又は名称 及び代表者名 ⑩

物件の所在地	津島市城山町2丁目93番1 外3筆									
金 額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

津島市財務規則及び公告等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注) 1 代理人が入札するときは、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者名を記載し、入札者の印鑑(入札参加申込書に押印された印鑑)を押印のほか、代理人の住所、氏名又は名称及び代表者名を記載し、代理人の印鑑(委任状に押印された代理人の印鑑)を押印してください。
- 2 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。
- 3 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

(代理人による入札の場合)

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

(電 話) _____

代理人使用印

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の、市有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物件所在地 津島市城山町2丁目93番1 外3筆

委任者 住 所 _____

氏名又は名称
及び代表者名 _____ ⑩

(電 話) _____

記入例 1

※必要書類を添付して申込受付期間内に提出してください。

一般競争入札参加申込書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

別紙誓約事項を誓約し、一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札物件

所在地 津島市城山町2丁目93番1 外3筆

地 積 3,380.39m²

2 入札実施日時

令和7年12月8日(月) 午後2時

3 入札場所

津島市役所 入札室

4 申込人

住所 ○○市○○町○丁目○番地

氏名又は名称 津 島 太 郎
及び代表者名



電話番号 ○○○○ - ○○ - ○○○○

(注) 下記の書類を添付してください。

- ・誓約書
- ・国税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)
- ・都道府県税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)
- ・市町村税の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)

【法人の場合】

- ・法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)

【個人の場合】

- ・住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの)
- ・身分証明書の写し(公的機関が発行し、顔写真が入ったもの)

記入例 2

※申込受付期間内に提出してください。

誓 約 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

入札参加申込書に押印した印を使用してください。

氏名又は名称
及び代表者名

津 島 太 郎



下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当していません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 3 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 4 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等したことはありません。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していません。
- 6 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 7 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していません。
- 8 次の用途に供しようとしません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するものの用
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
 - (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
- 9 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていません。
- 10 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていません。また、更生手続開始の決定を受けていません。
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていません。また、再生手続開始の決定を受けていません。
- 12 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が第3号から第7号及び第8号(2)から(4)のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したことはありません。
- 13 参加要領等に記載されている条件等について厳守します。

記入例3

※入札時に封筒に入れて提出してください。

入札保証金振込証明書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

入札者

入札参加申込書に押印した印を使用してください。

住 所 ○○市○○町○丁目○番地

氏名又は名称
及び代表者名 津島太郎



下記の金額を、令和7年12月8日(月)開札の入札保証金(津島市城山町2丁目93番1 外3筆)として納付しました。

記

納付金額 金○,○○○,○○○ 円

金融機関の証明書(納入通知書兼領収書)の貼付箇所

納入通知書兼領収書		年度	通知書番号
款	項	目	節 細 節
主管課			
納入期限			
納入金額		円	
納付目的			
様			
右記の金額を納入してください。			
津島市長	印	上記の金額を領収しました。	
		領 収 日 付 印	
納付場所 裏面掲載のとおり(津島市23-208) (納入者保管)			

※入札保証金を津島市の預金口座に納付した証明として、「納入通知書兼領収書」(原本)を、貼り付けてください。貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

記入例4

※入札時に封筒に入れて提出してください。

入札保証金提出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

入札者

住 所 ○○市○○町○丁目○番地

氏名又は名称
及び代表者名 津 島 太 郎



入札参加申込書に押印した印を使用してください。

下記の金額を、令和7年12月8日(月)開札の入札保証金(津島市城山町2丁目93番1 外3筆)として提出します。

なお、落札とならなかった場合又はその他返還事由が生じた場合は、納付した入札保証金を下記指定口座に返還して下さい。

記

1 入札保証金額 金○,○○○,○○○ 円

2 振込指定口座

金融機関名	○○○	銀行・信用金庫・その他
	△△△	本店・支店・営業部
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他	
口座番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
口座名義人氏名	(フリガナ) ツ シ マ タ ロ ウ	
	津 島 太 郎	

- (注) 1 「氏名又は名称及び代表者名」欄には、必ず押印してください。
 2 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
 3 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

記入例5

※入札時に封筒に入れて提出してください。

入 札 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

入札参加申込書に押印した印を使用してください。

代理人によって入札するときは、入札者の住所、氏名等の記載及び押印のほか、代理人の住所氏名等を記載し、代理人の印鑑（委任状に押印された代理人の印鑑）を押印してください。

入 札 者

住 所 ○○市○○町○丁目○番地

氏名又は名称
及び代表者名

津 島 太 郎



上記代理人

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

⑩

物件の所在地	津島市城山町2丁目93番1 外3筆									
金 額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

津島市財務規則及び公告等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- (注) 1 代理人が入札するときは、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者名を記載し、入札者の印鑑（入札参加申込書に押印された印鑑）を押印のほか、代理人の住所、氏名又は名称及び代表者名を記載し、代理人の印鑑（委任状に押印された代理人の印鑑）を押印してください。
- 2 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。
- 3 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

封筒記入及び封印例

津島市長 日比一昭 様

旧市営城山住宅跡地の売却に係る一般競争入札

物件所在地 津島市城山町2丁目93番1 外3筆

入札書在中

令和〇年〇月〇日

津島	代理人	〇〇市〇〇区〇〇町〇番地	代理花子	津島
	申込者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
津島		津島太郎	津島	津島

(注) 1 封筒に、下記内容をペン又はボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

(表面)

旧市営城山住宅跡地の売却に係る一般競争入札
物件所在地 津島市城山町2丁目93番1 外3筆
入札書在中

(裏面)

申込者の住所、氏名及び押印

代理人の場合は、あわせて代理人の住所、氏名及び押印

- 入札時には、この封筒に入札書等を入れて提出してください。
- 入札書の印及び封印の印は、入札参加申込書に押印した印を使用してください。

記入例6

※入札時に封筒とは別に入札会場にて提出してください。

(代理人による入札の場合)

委任状

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

代理人 住 所 ○○市○○区○○町○番地

氏 名 代理花子

(電 話) ○○○ - ○○○ - ○○○○



入札書の代理人に押印する印を使用してください。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物件所在地 津島市城山町2丁目93番1 外3筆

委任者 住 所 ○○市○○町○丁目○番地

氏名又は名称
及び代表者名 津島太郎

(電 話) ○○○○ - ○○ - ○○○○



入札参加申込書に押印した印を使用してください。